

**大阪市廃棄物減量等推進審議会
第2回 手数料あり方検討部会 資料**

○ 第1回部会の整理と第2回部会の論点	・ ・ ・ ・ ・	1
○ ごみ手数料の法的根拠	・ ・ ・ ・ ・	2
○ ごみ処理原価の構成要素	・ ・ ・ ・ ・	3
○ 平成19年度ごみ処理経費とトンあたり原価	・ ・ ・ ・ ・	4
○ 平成19年度ごみ処理原価	・ ・ ・ ・ ・	5
○ 政令指定都市のごみ処理原価の状況	・ ・ ・ ・ ・	6
○ ごみ処理原価を反映した場合の手数料の試算	・ ・ ・ ・ ・	7
○ 破砕処理原価と手数料の試算	・ ・ ・ ・ ・	8
○ 政令指定都市における手数料の負担割合	・ ・ ・ ・ ・	9
○ 手数料改定とごみ量の状況(他都市)	・ ・ ・ ・ ・	10
○ ごみ減量効果と手数料の試算	・ ・ ・ ・ ・	11

第1回部会の整理と第2回部会の論点

1. 第1回部会の整理

大阪市におけるごみ処理手数料の現状と課題の抽出

○適正な処理手数料

- 他都市と比べ、処分手数料が低く、処理コストと乖離
 - ・手数料設定の考え方（処理原価＋ α ）について、特に法解釈面から検討
 - ・手数料の設定におけるごみ減量効果のシュミレーション

○無料収集の範囲（直営収集では、家庭系・事業系の区分を問わず1日平均排出量10kg未満の事業所は無料）

- 排出者責任の観点から家庭系・事業系の区分を明確化、事業系では排出事業者の負担を検討
 - ・10kg未満の事業所から排出されるごみは、事業系ごみ全体の約1割しか占めておらず、その他事業系ごみ全体に対して、手数料の設定を先ず検討すべき

○手数料の徴収

- 排出者責任の徹底の観点から、排出事業者が直接負担できる徴収方法

○排出量の認定基準

- 1/3の比重でごみの容積を重量換算している現行の排出量認定方法は、実重量と相違し、排出者にもわかりにくい。

○その他

- ・排出事業者のコスト負担を緩和する減量・リサイクル施策

2. 第2回部会の論点

適正な処理手数料

○手数料額設定の考え方

- ・手数料の法的根拠と原価主義

○原価についての検討

- ・原価の算定方法
- ・他都市の状況
- ・ごみ減量効果の試算

ごみ処理手数料の法的根拠

○ 根 拠 法 令

【地方自治法】

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。〔以下省略〕

地方自治法第二百二十七条における手数料の金額の設定については、当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益とを勘案して定められるべきと、理解されている。

○ 排出者責任とのかかわり

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

【循環型社会形成推進基本法】

（事業者の責務）

第十一条 事業者は、（中略）又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。

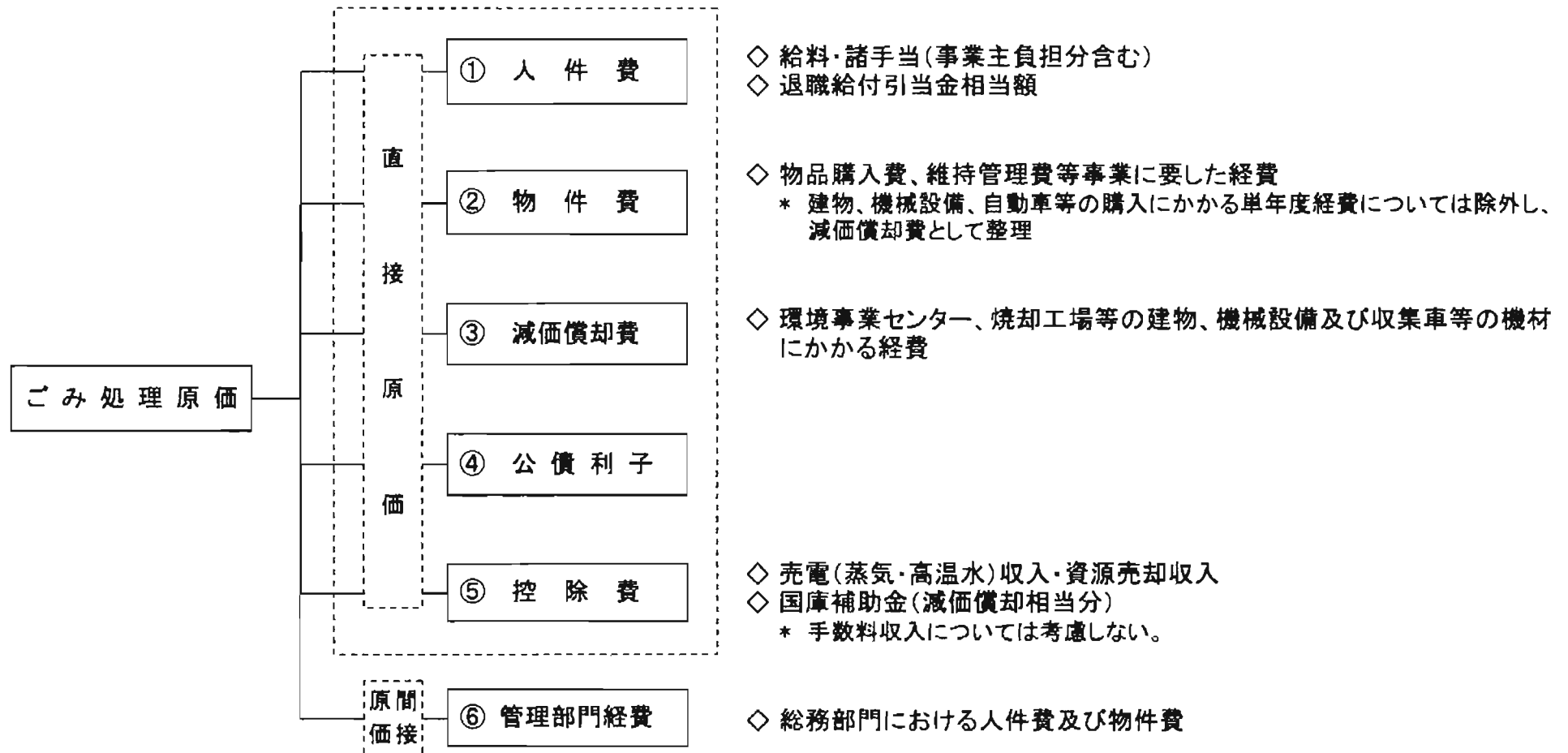
排出事業者責任



応分の費用負担
（ごみ処理原価）
は求めるべき

※ ごみ処理手数料の設定 = ごみ処理原価を基準にして、役務の提供から受ける利益、政策（減量）の効果を勘案して設定することが望ましい。

ごみ処理原価の構成要素



※ ごみ処理原価をごみ処理手数料の基準とする場合、原価の構成要素の中で、人件費・物件費といった直接的な経費のみを対象とするのか、あるいは管理部門にかかる経費まで含むフルコストを反映させるのかの課題がある。

平成19年度ごみ処理経費とトンあたり原価

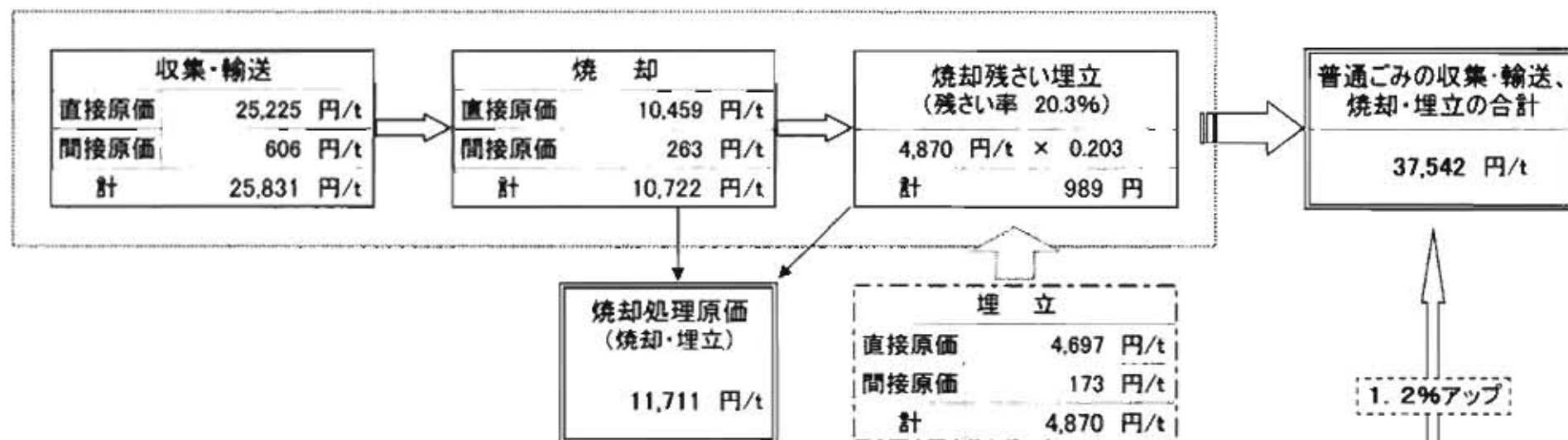
※ 平成19年度決算見込額

		収 集 輸 送			中 間			処 理			処 分		
		普 通 ご み			焼 却			破 砕			埋 立		
		経 費 (千円)	トンあたり 原価 (円/トン)	割合 (%)	経 費 (千円)	トンあたり 原価 (円/トン)	割合 (%)	経 費 (千円)	トンあたり 原価 (円/トン)	割合 (%)	経 費 (千円)	トンあたり 原価 (円/トン)	割合 (%)
直 接 原 価	①人件費	11,181,071	22,895	88.4%	6,722,399	4,156	27.2%	325,136	8,603	52.6%	61,512	188	3.8%
	②物件費	676,648	1,385	5.4%	6,815,512	4,213	27.6%	177,383	4,694	28.7%	1,428,933	4,354	89.4%
	③減価償却費	446,328	914	3.6%	9,481,020	5,862	38.4%	37,439	991	6.1%	30,991	94	1.9%
	④公債利子	41,883	86	0.3%	1,269,690	785	5.1%	62,832	1,663	10.2%	20,119	61	1.3%
	⑤控除費	△ 27,054	△ 55	-	△ 7,370,855	△ 4,557	-	△ 231,140	△ 6,116	-	0	0	-
	小 計	12,318,876	25,225	97.7%	16,917,766	10,459	98.3%	371,650	9,835	97.6%	1,541,555	4,697	96.4%
原 間 接 価	⑥管理部門経費	296,111	606	2.3%	425,346	263	1.7%	14,697	389	2.4%	56,629	173	3.6%
合 計		12,614,987	25,831	100.0%	17,343,112	10,722	100.0%	386,347	10,224	100.0%	1,598,184	4,870	100.0%
処 理 量 (t)		488,363.2			1,617,489.9			37,790.1			328,172.7		

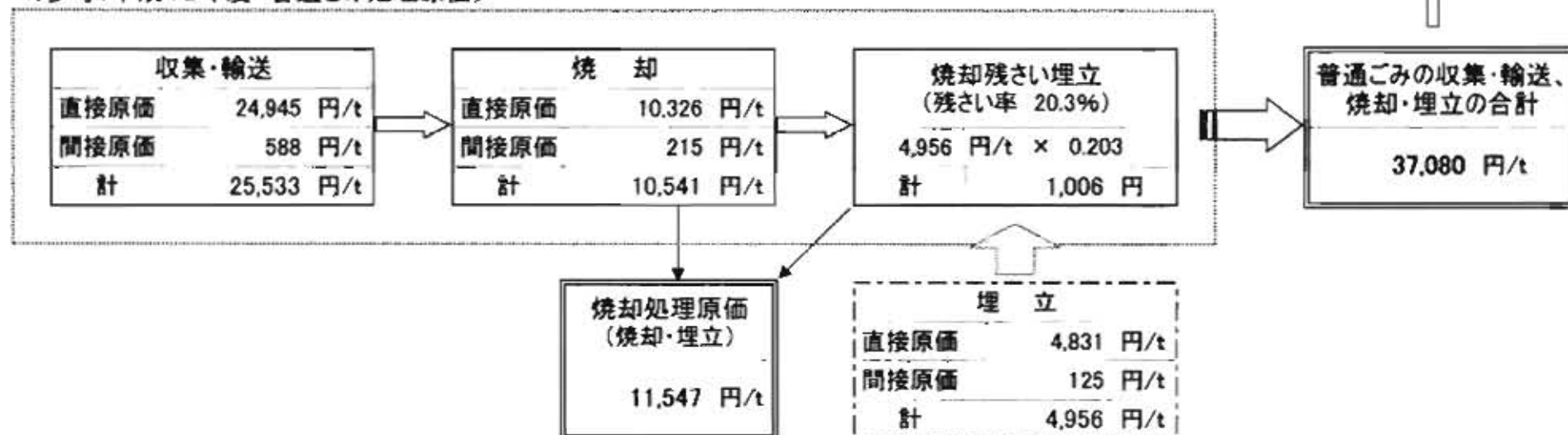
平成19年度 ごみ処理原価

※ 平成19年度決算見込額

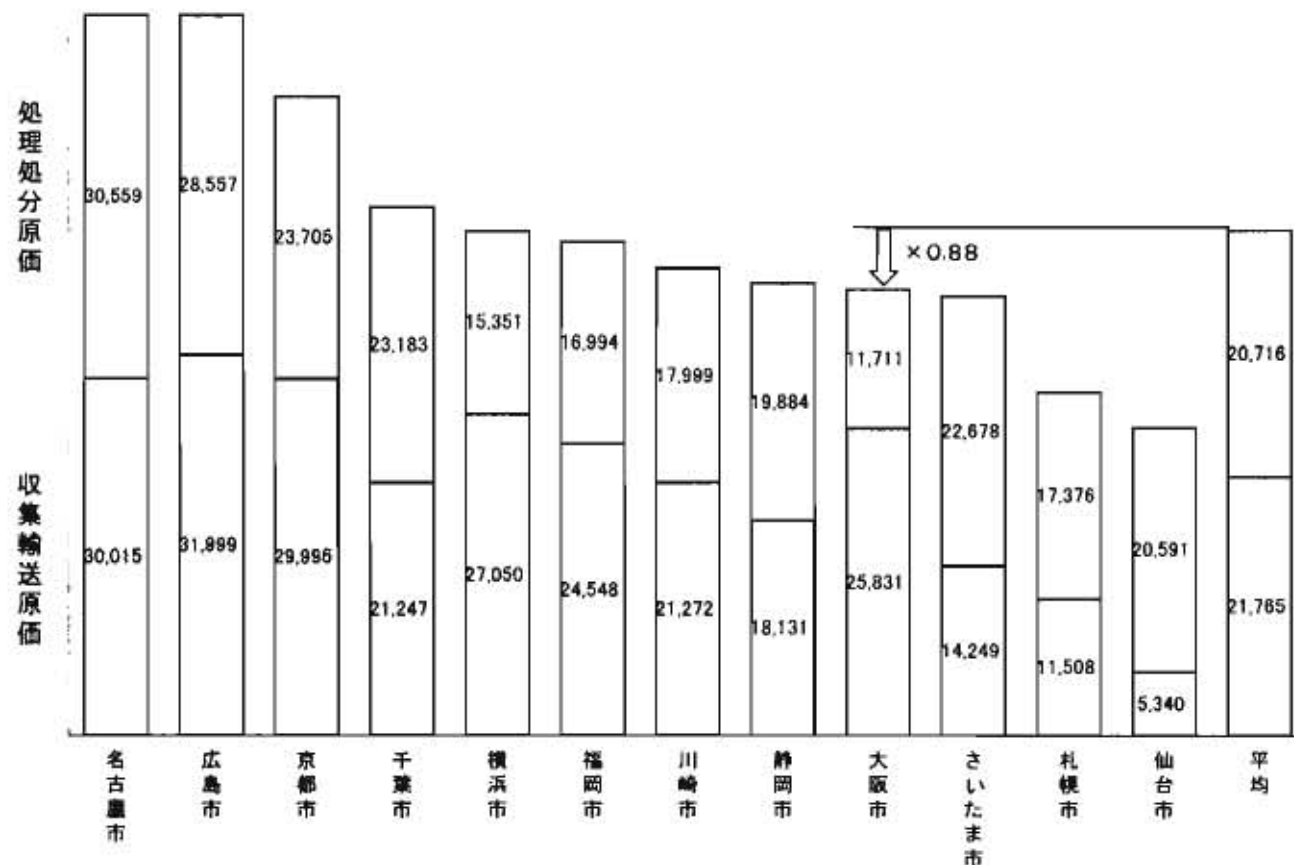
○ 平成19年度 普通ごみ処理原価



<参考:平成18年度 普通ごみ処理原価>



政令指定都市のごみ処理原価の状況



都市名	ごみ処理原価(円/トン)		
	収集輸送	処理処分	合計
名古屋市	30,015	30,559	60,574
広島市	31,999	28,557	60,556
京都市	29,995	23,705	53,700
千葉市	21,247	23,183	44,430
横浜市	27,050	15,351	42,401
福岡市	24,548	16,994	41,542
川崎市	21,272	17,999	39,271
静岡市	18,131	19,884	38,015
大阪市	25,831	11,711	37,542
さいたま市	14,249	22,678	36,927
札幌市	11,508	17,376	28,884
仙台市	5,340	20,591	25,931
平均	21,765	20,716	42,481

※各都市HP・事業概要にて公表している都市について計上している。
 ただし、札幌・川崎・名古屋・京都…17年度実績
 千葉・さいたま・横浜・静岡・広島・福岡…18年度実績
 仙台・大阪…19年度実績

※都市により原価の算出対象となるごみの種別が異なることから単純に比較できない。

ごみ処理原価を反映した場合の手数料の試算

○ 10kgあたり手数料

単位：円／10kg

		現行手数料
処 理 収集・焼却・埋立	毎日収集	240
	定日収集	180
処 分 (焼却・埋立)		58



原価を反映した手数料額	アップ率
500	208%
375	208%
117	202%

※ 普通ごみ収集は、基本的に定日収集のため、毎日収集のコストは、定日収集の延び率と同様とした。

○ ごみ袋(45ℓ)1袋あたり手数料

単位：円／45ℓ

重量換算
1/3
↓
1.5kg/袋

			現行手数料
処 理 収集・焼却・埋立		毎日収集	360
		定日収集	270
内 訳	収 集	毎日収集	273
		定日収集	183
	処 分 (焼却・埋立)		87



原価を反映した手数料額
750
562
575
387
175

重量換算
1/5
とした場合
→
9kg/袋

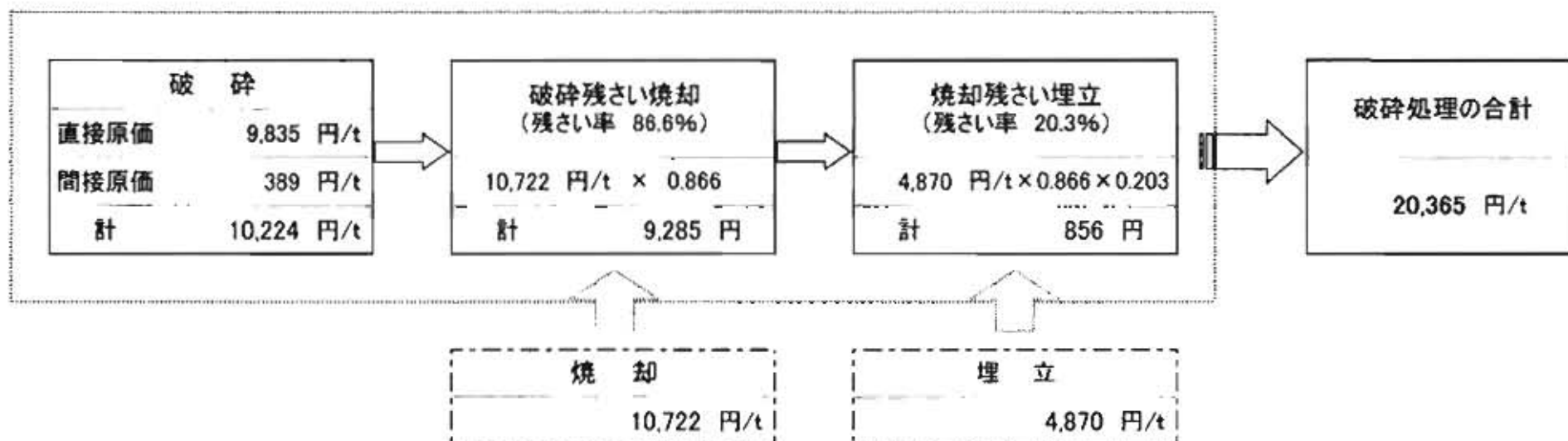
原価を反映した手数料額	アップ率
450	125%
337	125%
345	126%
232	127%
105	121%

※ ごみ処理原価に基づいて、応分の費用負担を求めるためには、事業の効率化が不可欠であり、局長改革マニフェスト及び一般廃棄物処理基本計画の目標値等を織り込んだ予測（見積）原価を算出したうえで、手数料額を設定する必要がある。

破砕処理原価と手数料の試算

○ 平成19年度 破砕処理原価

※ 平成19年度決算見込額



○ 破砕手数料の試算

単位：円/10kg

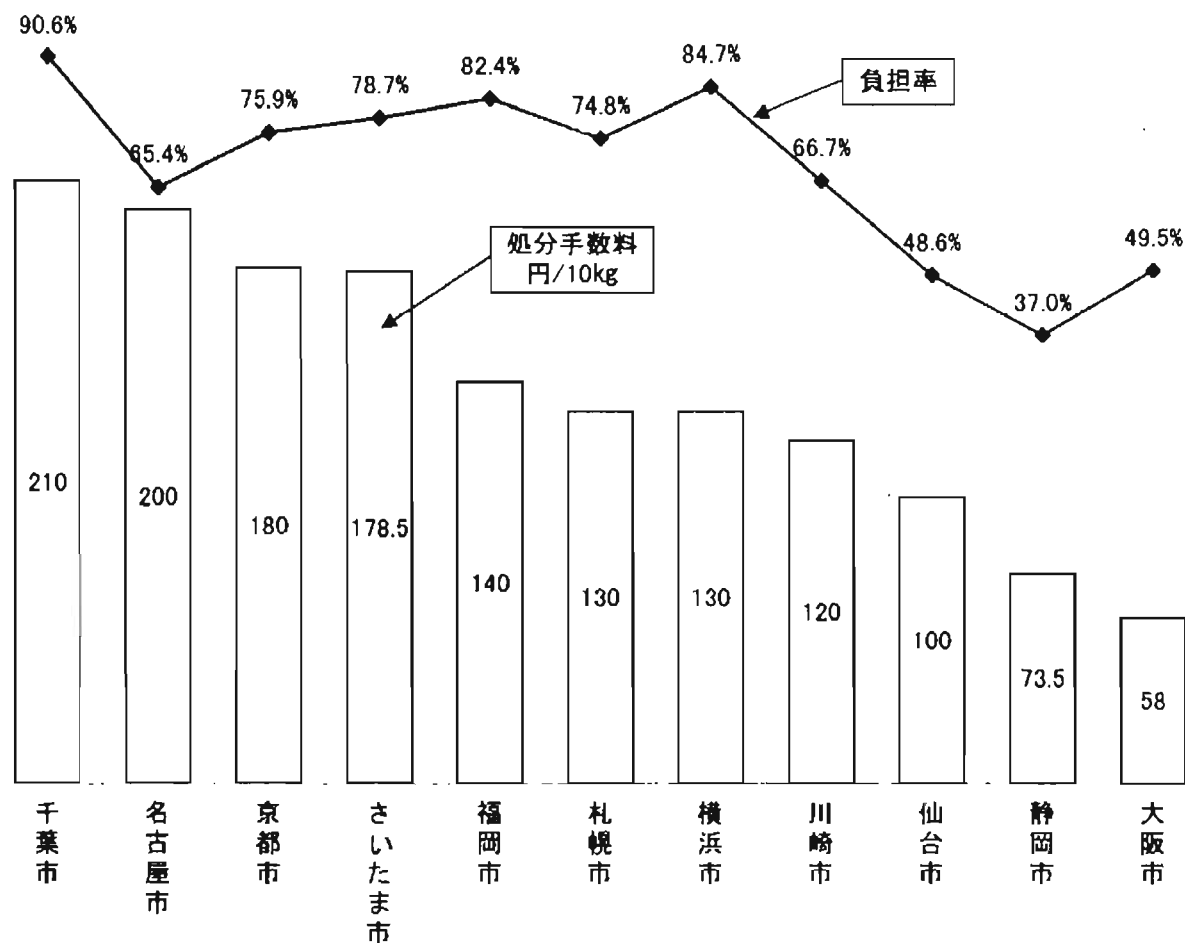
	現行手数料
処 分 (焼却・埋立)	58



	原価を反映した手数料額	アップ率
処 分 (焼却・埋立)	117	202%
処 分 (破砕・焼却・埋立)	203	350%

政令指定都市における手数料の負担割合

※ 本市は、処分手数料、負担割合ともに低い状況にある。



都市名	ごみ処分原価 (円/ト)	処分手数料 (円/10kg)	原価に 対する 負担率
千葉市	23,183	210	90.6%
名古屋市	30,599	200	65.4%
京都市	23,705	180	75.9%
さいたま市	22,678	178.5	78.7%
福岡市	16,994	140	82.4%
札幌市	17,376	130	74.8%
横浜市	15,351	130	84.7%
川崎市	17,999	120	66.7%
仙台市	20,591	100	48.6%
静岡市	19,884	73.5	37.0%
大阪市	11,711	58	49.5%

※各都市HP・事業概要から環境局において作成

※処分原価については、

札幌・川崎・名古屋・京都…17年度実績

千葉・さいたま・横浜・静岡・福岡…18年度実績

仙台・大阪…19年度実績

手数料改定とごみ量の状況(他都市)

	改定時期 (A)	改定前搬入手数料 (B)	改定搬入手数料 (C)	改定額(D) (C)-(B)	改定率(E) (D)÷(B)	事業系ごみ量 (F)※	ごみ量前後比較	改定時に実施した他の施策
大 阪 市 1	H14.10	29円	40.5円	11.5円	39.7%	H13 93.8万トン H15 91.9万トン	▲ 2.0%	
大 阪 市 2	H18. 9	40.5円	58円	17.5円	43.2%	H17 90.2万トン H19 85.9万トン	▲ 4.8%	
横 浜 市	H13. 4	95円	130円	35円	36.8%	H12 68.1万トン H13 66.2万トン	▲ 2.8%	
名 古 屋 市	H16. 4	100円	200円	100円	100.0%	H15 27.5万トン H16 24.4万トン	▲ 11.3%	資源化物等の搬入禁止 事業系ごみ指定袋制 事業所ごみの市収集廃止
北 九 州 市	H16.10	70円	100円	30円	42.9%	H15 19.7万トン H17 15.5万トン	▲ 21.3%	資源化物等の搬入禁止 事業所ごみの市収集廃止
福 岡 市	H17. 6	110円	140円	30円	27.3%	H16 37.5万トン H18 36.6万トン	▲ 2.4%	
広 島 市	H17.10	84円	98円	14円	16.7%	H16 19.2万トン H18 17.0万トン	▲ 11.5%	事業系ごみ指定袋制
札 幌 市	H17.10	110円	130円	20円	18.2%	H16 41.9万トン H18 36.9万トン	▲ 11.9%	
神 戸 市	H19. 4	40円	80円	40円	100.0%	H18 28.8万トン H19 20.8万トン	▲ 27.8%	事業系ごみ指定袋制

大阪市環境局調べ(手数料額については、10kgあたりに換算した金額)

※大阪市の事業系ごみ量は許可業者の搬入ごみ量

ごみ減量効果と手数料の試算

○ 家庭系ごみ有料化にかかる研究からの試算

- ・ 碓井准教授の研究 (『会計検査研究』第27号より)
「有料化によるごみの発生抑制効果とリサイクル促進効果」

◇ 収集運搬を含むごみ袋料金の研究結果

指定袋価格1%の上昇がごみ排出量を
0.082%減少させる。

※10%の減量を見込む場合

$$58\text{円}/10\text{kg} \times 10\% \div 0.082\% = 70.7\text{円}/10\text{kg}$$

10kgあたり
70円の改定

$$\text{搬入手数料 } 58\text{円}/10\text{kg} + 70\text{円}/10\text{kg} = 128\text{円}/10\text{kg}$$

試算値

手数料額	128円	※117円	100円	80円
減量見込	▲10%	▲8.3%	▲5.9%	▲3.1%

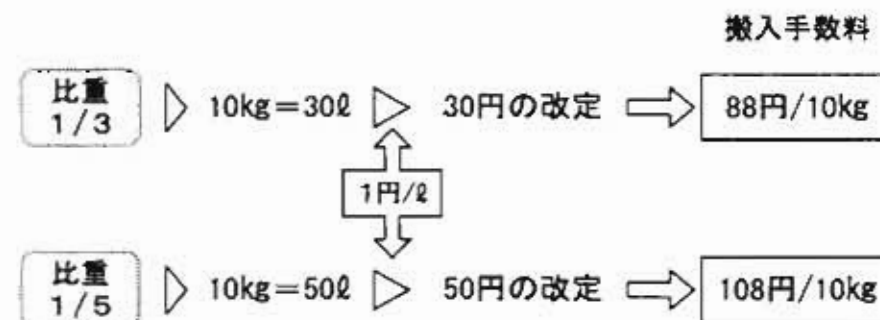
※平成19年度処理処分原価

(参考1) 環境省「一般廃棄物有料化の手引き」

1～2円/ℓ程度の料金水準で、10%強の
排出抑制効果が見込める。

※10%の減量を見込む場合

⇒ 搬入手数料改定額1円/ℓで試算



(参考2) 事業系ごみ排出実態調査結果

※別紙参考資料 参照